

卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について

(趣旨)

令和 5 年 2 月 22 日付けで一般社団法人日本卸電力取引所より経済産業大臣宛に事業計画及び収支予算の認可申請があり、これについて令和 5 年 3 月 2 日付けで、電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号に基づき、経済産業大臣より当委員会へ意見聴取が行われたところ、委員会としての意見を御審議いただく。

主なポイント

○ 卸電力取引所の事業計画及び収支予算認可申請に係る審査について

経済産業大臣は、当委員会からの意見回答も踏まえ、一般社団法人日本卸電力取引所を卸電力取引所として指定しており、同法人は平成 28 年 4 月 1 日より卸電力取引所として活動を開始している。

卸電力取引所は、電気事業法第 99 条の 7 第 1 項により、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画と収支予算について経済産業大臣の認可を取得することとされており、認可に際して経済産業大臣は、電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号に基づき、電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取を行うこととされている。

令和 5 年 2 月 22 日付けで、一般社団法人日本卸電力取引所より経済産業大臣宛に事業計画及び収支予算認可申請が行われ、これについて令和 5 年 3 月 2 日付けで、経済産業大臣より当委員会に対して意見聴取が行われた。

一般社団法人日本卸電力取引所による卸電力取引所の事業計画及び収支予算について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」第 1(66)に照らして適正であることを確認した。

審査結果を踏まえ、当委員会として経済産業大臣が本申請に係る認可をすることに異存が無い旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

1. 2023 年度事業計画書の概要と審査結果

①事業計画書の概要

本取引所は、開設する取引市場の公正性・透明性・信頼性・利便性の向上に努めるとともに、現物の電力の卸取引の機会の拡大、指標性のある価格の形成と発信を通じ、電気事業の発展に寄与することを目的としている。そのなか、取引量増加とともに本取引所がもつ卸電力取引所としての公的な責任が増しており、その責任を全うすべく、取引参加者ニーズの把握や関係機関との情報連携を通じ、取引所事業の不断の見直しを行い安定した取引所運営に努める。

I. 社会基盤としての安定した取引所運営のための取組

1. 迅速・柔軟な運用の継続、対応要員の拡充および将来体制の検討
2. ガバナンス体制の実践
3. 非常時対応
4. 卸電力取引市場の監視
5. システム更改等
6. 非化石価値取引規程の整備
7. 取引手数料等の見直し

II. 国の審議会等から卸電力取引所に求められる事項に基づく取組

1. 中長期的な卸電力市場のあり方に対する取組
2. 現制度の延長線上の課題に対する取組
 - (1) スポット市場に係る検討
 - (2) 時間前市場に係る検討
 - (3) 先渡・先物市場に係る検討

②審査基準に照らした事業計画の審査結果

- ・事業計画に、当該年度の運営方針が記載されていることを確認した。
- ・事業計画に、上記運営方針の下、取引所の体制、ガバナンス、非常時対応、監視体制、システム更改、非化石価値取引規程の整備、取引手数料等の見直しといった取引所の安定的な運営の基盤となる事項について、取組方針が記載されていることを確認した。
- ・また、スポット市場における約定計算エンジンの更新の検討、時間前市場システムにおける入札量や入札処理、関連情報発信の高度化の検討、スポット市場価格の先物取引等にて利用する際のルール整備、さらには、中長期的な卸電力市場のあり方に関する取組が記載されていることを確認した。
- ・このため、本事業計画は、審査基準に照らして適正なものと考えられる。

(参考) 審査基準

事業計画に当該年度の運営方針が記載されており、かつ、当該事業計画が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

2. 2023 年度収支予算の概要と審査結果

①収支予算の概要

- ・収入は、時間前市場における手数料収入増加等により、前年度予算と比較して 0.3 億円の増加。

令和 4 年度：24.6 億円→令和 5 年度：24.9 億円

- ・支出は、システム費の減少等により、前年度予算と比較して 1.0 億円の減少。

令和 4 年度：13.2 億円→令和 5 年度：12.2 億円

(令和 5 年度予算案) 単位：百万円

収入		支出	
スポット取引	1,011	システム費	850
時間前取引	825	人件費	235
間接送電権取引	173	事務所等維持費	25
非化石取引	280	事務委託費	34
年会費	156	研究開発費	60
その他	43	その他	16
計	2,487	計	1,219

(参考：令和 4 年度予算案) 単位：百万円

収入		支出	
スポット取引	1,100	システム費	1,035
時間前取引	700	人件費	196
間接送電権取引	100	事務所等維持費	24
非化石取引	400	事務委託費	33
年会費	125	研究開発費	27
その他	37	その他	7
計	2,462	計	1,322

②審査基準に照らした収支予算の審査結果

- ・収入と支出の部に整理されており、勘定の整理が適切であることを確認した。
- ・市場間値差から生じる収益について、他の収益から実質的に区分されていることを確認した。
- ・市場開設業務以外の業務に該当する業務は行われていないことを確認した。
- ・収入について、過去の実績を踏まえつつ適切に見積もられていること、支出について、システムの維持・管理・更新に必要な費用や運営に必要な体制を確保するために必要な人件費をはじめ、事業計画と整合的に見積もられていることを確認した。また、収支のバランスについて、税引き前利益を 12.7 億円確保できる見通しであることを確認した。
- ・このため、本収支予算は、審査基準に照らして適正なものと考えられる。

(参考) 審査基準

収支予算が少なくとも次の方針に基づき整理されており、かつ、収支予算が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすことおそれがないと認められること。

- イ 収入と支出の部に整理する等、勘定の適切な整理をすること。
- ロ 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益について、他の収益から実質的に区別されていること。
- ハ 市場開設業務以外の業務を営む場合には、市場開設業務に係る収支とそれ以外の業務に係る収支を区分して整理していること。

○電気事業法（関係部分のみ抜粋）

（事業計画等）

第 99 条の 7 卸電力取引所は、毎事業年度開始前に（第 97 条第 1 項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 卸電力取引所は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

（委員会の意見の聴取）

第 66 条の 11 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

五 第 10 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を第 27 条の 12 及び第 27 条の 12 の 13 において準用する場合を含む。）、第 14 条第 2 項（第 27 条の 12 及び第 27 条の 12 の 13 において準用する場合を含む。）、第 18 条第 1 項若しくは第 2 項ただし書、第 22 条の 2 第 1 項ただし書（第 27 条の 12 の 13 において準用する場合を含む。）、第 27 条の 11 の 2 第 1 項ただし書、第 28 条の 14 第 1 項、第 28 条の 41 第 3 項、第 28 条の 46 第 1 項、第 28 条の 49、第 28 条の 52 第 1 項若しくは第 6 項、第 99 条第 1 項又は第 99 条の 7 第 1 項の認可をしようとするとき。

○電気事業法施行規則（関係部分のみ抜粋）

（事業計画等の認可の申請）

第 132 条の 9 卸電力取引所は、法第 99 条の 7 第 1 項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第 83 の 8 の卸電力取引所事業計画及び収支予算認可申請書に次に掲げる書類を添えて、毎事業年度開始の日の 1 月前までに（法第 97 条第 1 項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく）、これを提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 前事業年度末の予定貸借対照表
- 四 当該事業年度末の予定貸借対照表
- 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2 卸電力取引所は、法第 99 条の 7 第 1 項後段の規定により事業計画及び収支予算の変更の認可を受けようとするときは、様式第 83 の 9 の卸電力取引所事業計画（収支予算）変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて提出しなければならない。この場合において、収支予算の変更が前項第 4 号又は第 5 号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（関係部分のみ抜粋）

（66）第 99 条の 7 第 1 項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可

第 99 条の 7 第 1 項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可に係る審査基準については、次に掲げる事項が、卸電力取引所事業計画及び予算収支認可申請書並びに添付資料に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、認可しないものとする。

- ① 事業計画に当該年度の運営方針が記載されており、かつ、当該事業計画が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ② 収支予算が少なくとも次の方針に基づき整理されており、かつ、収支予算が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすことおそれがないと認められること。
 - イ 収入と支出の部に整理する等、勘定の適切な整理をすること。
 - ロ 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益について、他の収益から実質的に区別されていること。
 - ハ 市場開設業務以外の業務を営む場合には、市場開設業務に係る収支とそれ以外の業務に係る収支を区分して整理していること。

経 済 産 業 省

2022●●●●電委第●号
令和 5 年 3 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について（回答）

令和 5 年 3 月 2 日付け 20230222 資第 15 号により貴職から当委員会に意見を求められた卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

20230222 資第15号
令和5年3月2日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について

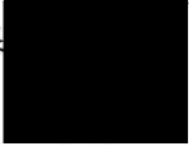
電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定により、別添の申請に係る同法第99条の7第1項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について、貴委員会の意見を求めます。

卸電力取引所事業計画及び収支予算認可申請書

令和5年2月22日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

申請者の住所	東京都港区芝浦一丁目7番14号
申請者の名称	一般社団法人日本卸電力取引所
代表者の氏名	理事長 金本 良



電気事業法第99条の7第1項前段の規定により別紙のとおり事業計画及び収支予算の認可を受けたいので申請します。

事業計画書(2023 年度)案

本取引所は、開設する取引市場の公正性・透明性・信頼性・利便性の向上に努めるとともに、現物の電力の卸取引の機会の拡大、指標性のある価格の形成と発信を通じ、電気事業の発展に寄与することを目的としている。そのなか、取引量増加とともに本取引所がもつ卸電力取引所としての公的な責任が増しており、その責任を全うすべく、取引参加者ニーズの把握や関係機関との情報連携を通じ、取引所事業の不断の見直しを行い安定した取引所運営に努める。

I. 社会基盤としての安定した取引所運営のための取組

2023 年度も電力システム制度の変革や海外情勢等の背景から、卸電力取引所を取り巻く環境は変化に富むと考えられる。安定した取引所運営のため、前年度の成果を活かしつつ運用面の全般的な対応力を維持、強化する必要がある。

また、本取引所の基幹である取引システムについては、初期稼働から 20 年程度経過し経年によるシステム基盤の設計改善や保守人材の確保等の課題がある。これらの点を踏まえ、2023 年度については以下の事項について重点的に取組む。

1. 迅速・柔軟な運用の継続、対応要員の拡充および将来体制の検討

2023 年度も職級等を問わず運用スキルのある職員が前面に立って運用し、取引所運用の対応力を維持するとともに、既存職員の対応範囲の拡大や前年度に新規参画した要員の育成等を通じて取引所の運用力を底上げしつつ、新たな人材登用も継続的に取組む。さらに、卸電力取引所の運営に必要な機能や職員に求められる能力等を明確化した上で、本取引所開所来重視してきた効率性と、公的責任の増加等に対応できる安定性の両面のバランスが取れた本取引所の運用体制について検討する。

2. ガバナンス体制の実践

2022 年 6 月にガバナンス強化を目途に新体制理事会が発足した。この新体制のもと、2023 年度は運営委員会の実効性確保を念頭におきつつ、理事会、運営委員会を含めた本法人全体のガバナンスの現状と課題について整理を行うとともに、運営委員会及び運営委員会作業部会を通じて、本法人が運営する本取引所の運営に係る諸課題を検討する。

3. 非常時対応

本取引所は取引運営を継続させることが求められる。そのため、しっかりと非常時対策を実施し、万が一の際の方策を検討しておく必要がある。この視点に立ち、非常時対応のために必要な機能を明確化したうえで、システム上の各種セキュリティ対策やバックアップ対策、人的リソース対策等、これらの対策の維持、向上に取り組む。また、こうした本取引所の非常時対応に関し、取引所外より検証を望む声がある点を踏まえ、第三者による検証作業等の実施を検討し、その結果を運営委員会へ報告する。

4. 卸電力取引市場の監視

監視業務には取引データに対する継続的な知見やデータ操作、分析能力が必須である。引き続きそれらのスキルを向上させつつ監視業務の高度化に努め、価格形成の一層の信頼性を追求し不公正取引の監視の強化を恒常的に行う。不正な価格形成が疑われる事象が発生した際には遅滞なく調査を行い、主体的な市場監視を行うとともに、国の監視当局とも定期、不定期に連携し実効的な市場監視を行う。

5. システム更改等

本取引所のシステムは 2005 年から稼働しており、順次必要な更新を実施しているものの、基本的な設計は当時の事業環境や情報技術がベースになっており、現在の環境に即した改善が必要である。また、経年により保守人材の確保等の課題もある。これらの課題に対応すべく前年度よりシステム更改作業を実施しており、2023 年度においてはシステム別に以下について取組する。

（取引システム本体）

電気の取引のための取引システムについては、次期システムの約定計算エンジンへの適用や国で検討している中長期の卸電力市場や需給調整市場への適用を念頭におき、欧州で主流の最適化計算ソフトの評価検証を行うとともに、その結果を基に以降の取引システム更改の計画詳細を取りまとめる。

（清算システム）

2023 年に NTT の INS ネットサービスが終了、また国のインボイス制度が開始されるため、それらに対応するための清算システム基盤更新を行う。

（非化石価値取引システム）

前年度、非化石価値取引システムの更改を実施したが、非化石価値のトラッキング関連業務についてはシステム対応がなされていない状況である。2023 年度中に当該機能を作成する。

6. 非化石価値取引規程の整備

非化石価値を全量トラッキングすることを踏まえて、関連する非化石価値取引の諸規程について見直しする。

7. 取引手数料等の見直し

（卸電力取引）

卸電力市場の取引状況や提供するサービスの内容、および必要となる運営費用を踏まえ、2024 年度からの適用を念頭に取引会員年会費や取引手数料の見直しについて検討する。

（非化石価値取引）

非化石価値の口座管理やトラッキングに係る運営費用、非化石価値の市場取引動向および国の審議会における制度全体の方向性などを踏まえながら、2024 年度からの適用を念頭に非化石価値取引会員年会費や取引手数料の見直しについて検討する。

Ⅱ. 国の審議会等から卸電力取引所に求められる事項に基づく取組

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会や、あるべき卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の実現に向けた実務検討作業部会、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合等の国の審議会等に積極的に参加するとともに、取引所においても必要な調査等を行い、検討に貢献することに努める。また、卸電力市場に関連した諸課題に対して本取引所に求められる事項については速やかに対応する。

1. 中長期的な卸電力市場のあり方に対する取組

「あるべき卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の実現に向けた実務検討作業部会」等の検討結果を受けた実務対応に対して、本取引所として継続的に協力する。また必要に応じ実務作業体制の整備、拡充を図る。

2. 現制度の延長線上の課題に対する取組

（1）スポット市場に係る検討

スポット取引については、現状のブロック入札率の高まりや海外の取引所で実施されている Three-Part Offer 等を踏まえ、取引システムに、より高度なスポット取引の入札方法の導入を目指し、取引システムの約定計算エンジンの更新を検討する。

（2）時間前市場に対する検討

時間前市場については、時間前市場システムにおける入札量や入札処理、関連情報発信の高度化検討を行う。

(3) 先渡・先物市場に係る検討

取引所がスポット価格について有する権利を明らかにした上で、スポット市場価格を最終決済価格とする電力先物取引を提供するなどの方法で当該価格を利用しようとし、または利用する者に関するルール整備を直ちに行う。

収支予算書(2023 年度)について

I. 2023 年度の収支予算書(単位:円)

科目名称	2022年度予算	2022年度実績見通し	2023年度予算案	備考
【事業収入】	2,461,788,000	2,699,759,926	2,486,917,000	
1 入会金	10,000,000	16,500,000	10,000,000	※補足事項を参照
2 ユーザ登録料金	25,000,000	30,650,000	28,600,000	追加ユーザ実数より
3 年会費	125,040,000	155,860,000	155,860,000	※補足事項を参照
4 取引手数料	2,301,748,000	2,496,749,926	2,292,457,000	※補足事項を参照
【事業外収入】	90,000	96,539	100,000	前年度実績並み
収入計	2,461,878,000	2,699,856,465	2,487,017,000	
【事業支出】	1,322,215,000	1,024,231,539	1,218,700,000	
1 事務局運営	255,590,000	241,105,913	304,200,000	
10 人件費	195,840,000	172,036,400	234,500,000	※補足事項を参照
20 事務所等維持費	23,700,000	23,694,282	25,000,000	前年度実績並み
30 事務委託等	32,800,000	34,524,553	33,600,000	前年度実績並み
40 消耗品・通信交通費	3,150,000	3,848,378	4,000,000	前年度実績並み
81 諸会費	0	7,002,000	7,000,000	前年度実績並み
90 その他(雑費)	100,000	300	100,000	前年度予算並み
2 取引システム	1,035,105,000	770,011,834	850,000,000	※補足事項を参照
3 委員会・その他	3,820,000	2,727,254	4,000,000	前年度予算並み
4 研究・開発	27,300,000	10,210,538	60,000,000	※補足事項を参照
5 その他	400,000	176,000	500,000	前年度予算並み
支出計	1,322,215,000	1,024,231,539	1,218,700,000	
税引き前損益	1,139,663,000	1,675,624,926	1,268,317,000	

II. 収支予算書の科目別補足事項

1. 入会金および年会費について

本取引所の取引会員の種別として、電気の取引会員、非化石価値取引会員の2種類あり、2022年度については両会員とも想定を超える加入となったものの、依然、電気事業の外部環境は厳しいものと想定される。また、非化石価値取引においては、2022年度より需要家の参画が可能となったため、非化石価値に関心の高い需要家の多くが当年度に参加されたものと想定する。これらの点から、前年実績並み、もしくは減少傾向の想定にたった予算とした。

(単位:円)

種別		2022 実績見通	2023 予算	備考
入会金	電気	3,900,000	2,000,000	前年予算並み
	非化石	12,600,000	8,000,000	前年予算並み
年会費	電気	99,240,000	99,240,000	前年実績並み
	非化石	56,620,000	56,620,000	前年実績並み

2. 取引手数料について

取引手数料について、各取引別の手数料収入想定は次のとおり。スポット取引、時間前取引、先渡市場取引については、最近の卸相対取引状況を踏まえ、2022年度実績を下回る予算とした。

(単位:円)

種別	2022 実績見通	2023 予算	備考
スポット	1,123,511,806	1,011,100,000	前年比 0.9
時間前	917,145,138	825,400,000	前年比 0.9
先渡市場	63,700	57,000	前年比 0.9
間接送電権	172,581,209	172,500,000	前年実績並み
ベースロード	3,315,000	3,300,000	前年実績並み
非化石価値	279,522,073	279,500,000	前年実績並み

3. 人件費について

人件費内訳は次のとおり。役員については理事長を除く役員実数と2022年の社員総会時の個別報酬想定額より算出した。また職員については2022年度実績および、定期昇給、増員(3名程度)を想定し算出した。

(単位:円)

種別	2022 実績見通	2023 予算	備考
役員	41,338,316	56,000,000	
職員	130,504,620	178,000,000	
その他	193,463	500,000	福利厚生費

4. 取引システムについて

取引システムの内訳は次のとおり。2022 年度のその他システム検討の実績には、非化石価値取引にかかる委託費を含めていたが、2023 年度予算上は、運用保守として予算化している。

(単位:円)

種別	2022 実績見通	2023 予算	備考
運用保守	519,903,993	700,000,000	取引システム、清算システム、H J K S、非化石ポータルの保守運用費より
減価償却費	100,128,881	128,700,000	既存分+新規（ブロック、新H P、新基盤ハード）が対象
公開H P関係	78,960	10,000,000	新H P運用費
その他システム検討	149,900,000	10,000,000	新規検討費用予備費

5. 研究開発費について

研究開発費の内訳は次のとおり。2022 年度、海外調査および広告宣伝について大きな実績はないが、2023 年度予算としては今後の可能性を踏まえ以下の額を計上する。また調査費については、2022 年度より最適化計算ソフトの調査を実施しているため 2023 年度も継続的な調査を行うこととしている。

(単位:円)

種別	2022 実績見通	2023 予算	備考
新聞・図書	1,349,538	1,300,000	前年度実績並み
海外調査	0	15,000,000	
調査	8,777,000	30,000,000	最適化計算ソフト調査
広告宣伝	84,000	10,000,000	前年度予算並み

当年度予想BS（2023年3月31日時点 2022年度実績見通しにより作成）

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
【流動資産】	266,026,124	【流動負債】	104,157,860
現金及び預金	265,716,649	未払金	100,000,000
現金及び預金	244,184,866	前受金	155,860
市場間値差収益口	21,531,783	未払消費税等	4,000,000
営業未収入金	130,000	仮受金	2,000
前払費用	1400	【固定負債】	130,348,058
【固定資産】	178,075	信託金	280,000
【有形固定資産】	6,491	預託金	130,000,000
建物附属設備	1,799	退職給付引当金	66,370
工具器具備品	4,692	役員退職慰労引当金	1,688
【無形固定資産】	103,687	負債合計	234,505,918
ソフトウェア	103,687	(純資産の部)	
【投資その他の資産】	67,897	【基金】	1,006,000
差入保証金	17,897	基金	63,000
繰延税金資産	50,000	代替基金	943,000
		【利益剰余金】	9,160,498
		その他利益剰余金	9,160,498
		損失てん補準備金	4,650
		繰越利益剰余金	9,155,848
		市場間値差積立金	21,531,783
		純資産合計	31,698,281
資産合計	266,204,199	負債・純資産合計	266,204,199

次年度予想BS（2024年3月31日時点 2023年度収支予算により作成）

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
【流動資産】	266,472,841	【流動負債】	104,157,860
現金及び預金	266,148,922	未払金	100,000,000
現金及び預金	244,617,139	前受金	155,860
市場間値差収益口	21,531,783	未払消費税等	4,000,000
営業未収入金	130,000	仮受金	2,000
前払費用	1400	【固定負債】	130,365,308
【固定資産】	192,519	信認金	280,000
【有形固定資産】	4,622	預託金	130,000,000
建物附属設備	1,600	退職給付引当金	81,370
工具器具備品	3,022	役員退職慰労引当金	3,938
【無形固定資産】	120,000	負債合計	234,523,168
ソフトウェア	120,000	(純資産の部)	
【投資その他の資産】	67,897	【基金】	1,006,000
差入保証金	17,897	基金	63,000
繰延税金資産	50,000	代替基金	943,000
		【利益剰余金】	9,604,409
		その他利益剰余金	9,604,409
		損失てん補準備金	4,650
		繰越利益剰余金	9,599,759
		市場間値差積立金	21,531,783
		純資産合計	32,142,192
資産合計	266,665,360	負債・純資産合計	266,665,360